

はじめに

この調査は、統計法(昭和22年法律第18号)に基づく指定統計第15号(文部科学省所管)として実施されるものであり、各学校で学校保健法により、毎年定期的に行われている健康診断の結果から、児童、生徒及び幼児(以下「児童等」という。)の発育並びに健康状態を明らかにし、学校保健行政上の基礎資料を得ることを目的として、毎年全国一斉に実施されている統計調査である。

I 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、自動等の発育並びに健康状態を明らかにし、学校保健行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の範囲・対象

調査の範囲は、小学校、中学校、高等学校および幼稚園のうち、文部科学大臣があらかじめ指定する学校(以下「調査実施校」という。)である。

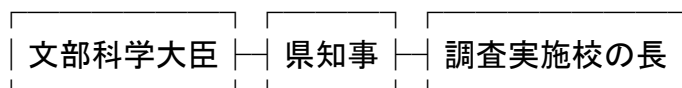
調査の対象は、調査実施校に在籍する満5歳から17歳(平成13年4月1日現在)までの児童の一部である。

3. 調査事項

- (1) 児童等の発育状態(身長、体重及び座高)
- (2) 児童等の健康状態(栄養状態、脊柱・胸郭、視力、色覚、聴力、目の疾病・異常、耳鼻咽喉頭疾患、皮膚疾患、歯・口腔の疾病・異常、結核、心臓の疾病・異常、尿、寄生虫卵、その他の疾病・異常及びツベルクリン反応検査)

4. 調査期日および方法等

- (1) 平成13年4月から6月の間に実施された学校保健法による健康診断の結果に基づき調査した。
- (2) 調査の申告義務者は、調査実施校の長である。
- (3) 調査系統は、次のとおりである。



- (4) 調査は、標本抽出法により行っており、抽出手順は、次のとおりである。

- ア 各学校種類ごとに児童等の数の累積和を求める。
- イ その累積和を用いて調査実施校を抽出する。
- ウ 抽出された学校から系統抽出により児童等を抽出する。

5. 調査対象数

標本抽出の結果得られた調査対象数は、次表のとおりである。

区分	調査実施校	調査対象者	抽出率
小学校	59校	5,380人	全児童の11.5%
中学校	39校	4,634人	全生徒の17.4%
高等学校	36校	2,637人	全生徒(1~3学年)の9.5%
幼稚園	35校	1,158人	5歳在園児の21.3%